

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） （06-6208-9224）
処分課（担当）名	大阪市立住まい情報センター 指定管理者：大阪市住宅供給公社・アクティオ共同事業体
処分の名称	住まい情報センターの施設に係る利用料金の減免
概要	大阪市立住まい情報センターの利用料金の減免に関する審査基準です。
根拠法令等 及び条項	大阪市立住まい情報センター条例第12条5項～8項（平成11年3月17日条例第30号） （ <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ）
審査基準	<p>大阪市立住まい情報センター条例</p> <p>（利用料金） 第12条</p> <p>5 指定管理者は、次に掲げる利用料金を免除することができる。</p> <p>(1) 教職員が、特別支援学校の高等部の生徒を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該教職員及び生徒の入場料及び観覧料</p> <p>(2) 教職員が、幼稚園（これに準ずるものを含む。）、小学校又は中学校の園児、児童又は生徒を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該教職員の入場料及び観覧料</p> <p>(3) 社会福祉施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する施設をいう。以下同じ。）の職員が、入所者（社会福祉施設に入所している者をいう。以下同じ。）を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該職員、入所者及び入所者に同伴して当該入所者の介護を行う者の入場料及び観覧料</p> <p>(4) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者の入場料及び観覧料</p> <p>(5) 第3条第7号に掲げる事業を実施するためにミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金</p> <p>(6) 住まいに関する本市の事務又は事業を実施するためにミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金</p> <p>6 指定管理者は、20人以上の団体でミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧しようとするときの入場料及び観覧料については、当該入場料及び観覧料の1割に相当する額を減額することができる。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他ミュージアムに入場する者、企画展示室における展示を観覧する者、施設を使用する者（以下「使用者」という。）又は施設等の附属設備を使用する者の責めに帰すことのできない特別の事由によりミュージアムに入場し、企画展示室における展示を観覧し、又は施設若しくは施設等の附属設備を使用することができなくなったとき</p> <p>(2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき</p> <p>(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき</p>
標準処理期間	1日
経由日数	なし
提出先	大阪市立住まい情報センター
提出時期	【入場料及び観覧料】入館時 【施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金】使用許可の申請時
提出方法	【入場料及び観覧料】上記提出先の受付窓口にて証明書等を提示 【施設若しくは施設等の附属設備を使用する者の利用料金】使用許可の申請書に必要事項を記入のうえ上記提出先に提出
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	<a href="https://www.osaka-angenet.jp/kon.jyakukan/guide">https://www.osaka-angenet.jp/kon.jyakukan/guide</a>
備考	